

石川県公報

平成24年11月16日

第12545号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

| | | | | |
|----------------|---------|---|--|---|
| 一般競争入札の落札者等 | (医療対策課) | 1 | 予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) | 3 |
| 家畜伝染病の発生の届出 | (農業安全課) | 1 | 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び総覧公告 (経営対策課) | 3 |
| 一般国道の区域の変更 | (道路整備課) | 2 | | |
| 一般国道の供用の開始 | (同) | 2 | | |
| 公 告 | | | 公安委員会 | |
| 予防接種を行う医師に係る公告 | (健康推進課) | 2 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |

告示

石川県告示第515号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A重油 270,000リットル 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 5 落札金額
73,815円 / リットル
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年8月28日

石川県告示第516号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成24年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 病名 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生数 | 発生年月日 | 発生地 |
|------|-------|-------------|-----|------------|-----|
| ヨーネ病 | 牛 | 疑似患畜 | 4頭 | 平成24年11月6日 | 能登町 |

石川県告示第517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年11月16日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

石川県知事 谷本正憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | | | 関係図面の 縦覧場所 |
|------|----------------------------------|--|-----|-------------|-------|-------------------------|
| | 変更の区間 | | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | |
| 305号 | 小松市蓑輪町口7番1地先から 小松市蓑輪町口3番1地先まで | | 旧 | 13.85~14.04 | 157.4 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |
| | | | 新 | 15.85~16.04 | 157.4 | |

石川県告示第518号

次のとおり一般国道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年11月16日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

石川県知事 谷本正憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の 縦覧場所 |
|------|----------------------------------|-------------|-------------------------|
| 305号 | 小松市蓑輪町口7番1地先から 小松市蓑輪町口3番1地先まで | 平成24年11月16日 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |

公 告**予防接種を行う医師に係る公告**

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成24年11月16日

石川県知事 谷本正憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予防接種を行う主たる場所 |
|-----------------------|--------------|---|
| 藤田欣也 清家拓也 伊達岡要 | 県内全域 | 七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院 |
| 藤田欣也 | " | 七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック |
| 福田正基 | " | 七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院 |
| 高橋幸代 中西由美子 山崎四郎 | " | 小松市八幡イ13番地1 公益財団法人北陸体力科学研究所 附属スポーツクリニック |

| | | |
|------|---|-------------------|
| 尾崎一晶 | | 小松市大領中町3丁目121 東病院 |
| 斎藤 隆 | " | |
| 林伸彦 | | |

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成24年11月16日

石川県知事 谷本正憲

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 | 承諾撤回年月日 |
|-------|-------------------|-------------|
| 白藤勲 | 鳳珠郡穴水町字川島八95 白藤医院 | 平成24年10月31日 |

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成24年11月19日から同年12月18日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴え提起することができる。

平成24年11月16日

石川県知事 谷本正憲

| 事業名 | 地区(工区)名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|----------------------|---------|----------|--------------------------|
| 県営ほ場整備事業 (経営体育成型) | 福増地区 | 換地計画書の写し | 石川県石川農林総合事務所 土地改良部計画課 |

公安委員会

暴力団員による不法行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に係る権限の一部を改定する権限をもつて公布する。

平成二十四年十一月十六日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第七号

暴力団員による不法行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に係る権限(平成四年石川県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改定する。

第一項中「並びに第六十一条第一項(同条第一項)を「第六十一条第一項(同条第一項)」、「第六十一条第二項及び第三項」を「第六十一条第二項及び第六十一条第一項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに第六十一条第一項の規定による他の命令(同条第一項)を「第六十一条第一項」に改める。

第二項中「及び第六十一条第一項」を「第六十一条第一項」、「第六十一条第一項及び第六十一条第一項」に改める。

附 則

IJ の規則並、公布の日から施行する。